

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ダイセル			コード	4202
提出日	2025/5/22	異動（予定）日	2025/6/20		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	北山 禎介	社外取締役	○							△								有
2	浅野 敏雄	社外取締役	○										△					有
3	小松百合弥	社外取締役	○													○		有
4	岡島 眞理	社外取締役	○													○		有
5	西山 圭太	社外取締役	○													○		有
6	鬼頭 誠司	社外取締役	○										△				新任	有
7	水尾 順一	社外監査役	○													○		有
8	幕田 英雄	社外監査役	○										△					有
9	北山 久恵	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	北山禎介氏は、2011年3月まで、株式会社三井住友銀行および同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。同行は、当社の主要借入先であり、当社グループの同行グループからの借入は、当社グループの連結総資産の約4.6%であります。が、同氏が同行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行に携わらなくなってから10年以上が経過していることから、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	北山禎介氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に寄付金と税法との関係に関する事項、労働災害と取締役会報告事項との関係に関する事項、M&Aに係る交渉経緯に関する事項、海外市場の変化と当社業績への影響に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	浅野敏雄氏は、2016年3月まで、旭化成株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の製品販売先および原料仕入先ありますが、当社グループの同社グループに対する売上高は当社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループからの仕入高は同社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	浅野敏雄氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に知財戦略の在り方、設備投資計画の確実性に関する事項、中国市場の見通しに関する事項、次期中期戦略に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3		小松百合弥氏は、国内外の投資会社や情報・通信会社の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主にM&Aにおける経営判断・戦略の在り方、知財戦略の在り方、事業別ROICの在り方、決算発表における投資家からの意見に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4		岡島眞理氏は、顧客満足やSDGsを中心とした社会課題等に係わる様々な研究を行う学識経験者としての高度な専門的知識、幅広い見識等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に対外公表事項に関する社内浸透の在り方、サステナビリティ評価機関からの格付けに関する事項、社内技術者育成機関の運営の在り方、ハラスメント防止対策の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

5		西山圭太氏は、経済産業省における職務で培われた経済産業政策、ＩＴ政策に関する深い知見、および電力会社や投資会社で培われた経営者としての豊富な知見等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に他社との協業戦略の在り方、サステナブル経営課題におけるKPIの経営判断への活用の在り方、事業ポートフォリオを踏まえた設備投資判断の在り方、次期中期戦略策定プロセスの在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
6	鬼頭誠司氏は、2023年7月まで、日本生命保険相互会社の業務執行者でありました。同社は、当社の借入先であり、当社と保険契約がありますが、当社グループの同社グループからの借入は、当社グループの連結総資産の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループに対する支払保険料は同社の保険料等収入額の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	鬼頭誠司氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な知見等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たすことが期待されています。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
7		水尾順一氏は、ＣＳＲ、コーポレートガバナンスおよび経営倫理等の研究者としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に学識経験者としての専門的な観点から、サステナブル経営課題と次世代育成との関係に関する事項、内部通報制度における通報者保護体制についての社内浸透の在り方、事業ポートフォリオの見直しに関する事項、技術者倫理醸成の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
8	幕田英雄氏は、2023年2月まで、当社が法律上の助言業務を依頼している長島・大野・常松法律事務所に所属する弁護士でありました。当社の同事務所に対する支払額は、同事務所の売上高の2パーセント未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	幕田英雄氏は、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に弁護士としての専門的な観点から、税務方針に関する事項、事業別ROICとその分析に関する事項、M&Aにおける経営・事業・意識統合の在り方、次期中期戦略策定プロセスの在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
9		北山久恵氏は、公認会計士としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に公認会計士としての専門的な観点から、非財務情報作成プロセスの在り方、連結子会社の業績見通しに関する事項、ベンチャー企業への投資戦略の在り方、海外子会社を含めたグループガバナンスの在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

＜社外役員の独立性に関する基準＞ 当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。 1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2） 2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等 3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等 4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等 5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間に於いて所属していた者をいう） ※1：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間に於いて業務を執行していた者をいう。 ※2：「近親者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。 ※3：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。 ※4：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。 ①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者 ②当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者 ※5：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。 ※6：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。 ※7：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。